

京都市告示第 1 8 7 号

京都市水路等管理条例第 2 条第 2 号に基づき農業用水路等を次のように指定します。

当該農業用水路等の起点から終点までの経路を表示する図面は、京都市産業観光局において告示の日から 2 週間公衆の縦覧に供します。

平成 2 5 年 6 月 2 4 日

京都市長 門川 大作

(農業用水路等)

整理番号	路 線 名	起 終 点
1	西野山水0095号	京都市山科区西野山桜ノ馬場町 1 7 4 - 4 京都市山科区西野山桜ノ馬場町 1 7 6 - 1

(産業観光局農林振興室農業振興整備課)